



内容

I. インボイス

- 契約解約時の VAT インボイス処理に関する 2019 年 8 月 6 日付ハノイ市税務局発行オフィシャルレター62332/CT-TTHT 号

II. 付加価値税

- 輸出されずに外国へ販売される商品の付加価値税に関する 2019 年 4 月 16 日付ホーチミン市税務局発行オフィシャルレター3609/CT-TTHT 号

III. 個人所得税

- 外国人の社宅家賃に対する個人所得税に関する 2019 年 3 月 21 日付ホーチミン市税務局発行オフィシャルレター2461/CT-TTHT 号
- 外国人の個人所得税課税初年度確定に関する 2019 年 7 月 19 日付ハノイ市税務局発行オフィシャルレター56770/CT-TTHT 号

IV. 法人所得税

- 賃貸契約書終了時の修正費の配賦に関する 2019 年 4 月 4 日付ホーチミン市税務局発行オフィシャルレター3214/CT-TTHT 号
- オンライン購入時の損金算入に関する 2019 年 7 月 8 日付ハノイ市税務局発行オフィシャルレター53582/CT-TTHT 号



I. インボイス

契約解約時の VAT インボイス処理に関する 2019 年 8 月 6 日付ハノイ税務局発行オフィシャルレター62332/CT-TTHT 号

本オフィシャルレターによると、売り手がインボイスを発行し、税務申告した後に買い手の契約違反があり、当事者が契約解約を決定する場合、当該インボイスは通達 39/2014/TT-BTC 付録 04 第 2.8 により売上返品として処理される。

売り手は上記付録 04 第 2.8 に基づきインボイス処理の必要書類およびインボイス取消に関する合意書を作成した上で売上、仕入 VAT を調整できる。

II. 付加価値税

輸出されずに外国へ販売される商品の付加価値税に関する 2019 年 4 月 16 日付ホーチミン市税務局発行オフィシャルレター3609/CT-TTHT 号

金型製造会社が海外顧客へ金型を販売するが、ベトナム国外に輸出せずに製品の製造に使用する場合、金型の販売による売上高を受け取る際に、会社は税率 0% ではなく税率 10% を適用し、VAT インボイスを発行しなければならない。

通達 219/2013 / TT-BTC 第 9 条 1 項によると、海外へ輸出または非関税区域に持ち込む必要がある輸出品には税率 0% が適用される。

III. 個人所得税

外国人の社宅家賃に対する個人所得税に関する 2019 年 3 月 21 日付ホーチミン市税務局発行オフィシャルレター2461 / CT-TTHT

本オフィシャルレターによると、外国駐在員事務所がベトナムにおいて短期間働く親会社の従業員のために長期でアパートを借りた場合、電気代、水道代を含む家賃は個人所得税の課税対象になる。

個人所得税の課税所得は外国人従業員がアパートに滞在する日数割合に基づき計算されるアパートの家賃となる。



外国人の個人所得税課税初年度の確定に関する 2019 年 7 月 19 日付ハノイ市 税務局発行オフィシャルレター56770 / CT-TTHT 号

通達 111/2013 / TT-BTC 第 6 条第 1 項 a によると、外国人が連続 12 か月間に 183 日以上ベトナムに滞在する場合、ベトナム居住者と見なされる。

この場合、個人所得税算定初年度は暦年ではなく、ベトナムに滞在する初日より連続 12 か月間とされる。2 年目は暦年で算定される。

たとえば、2017 年 7 月から 2018 年 6 月まで（連続 12 か月）に 183 日以上滞在する場合、居住者と見なされる。課税初年度は 2017 年 7 月から 2018 年 6 月までで、2 年目は 2018 年 1 月から 2018 年 12 月までとなる。

IV. 法人所得税

賃貸契約書終了時の修理費の配賦に関する 2019 年 4 月 4 日付ホーチミン市税 務局発行オフィシャルレター3214/CT-TTHT 号

通達 96/2015 / TT-BTC 第 4 条第 2.16 項によると、固定資産の一括前払賃貸料は前払年数に応じて配賦される。ただし、修理費は一回計上または 3 年以内に配賦することができる。

そのため、会社が事業として個人に固定資産を賃貸し、修理を行った場合、修理費は一回計上または前払費用計上の上 3 年以内に配賦のいずれかを選択できる。

会社が 3 年以内に配賦すると決定したにもかかわらず賃貸契約を早期に終了した場合、まだ配賦が完了していない修繕費は一括計上および損金算入を認められる。

オンライン購入時の損金算入に関する 2019 年 7 月 8 日日付ハノイ税務局 発行オフィシャルレター53582/CT-TTHT 号

会社が海外業者からオンラインソフトウェアを購入する場合、通達 103/2014/TT-BTC 号第 11、12、13 条に基づき外国契約者税を控除・代納する責任がある。

会社は通達 96/2015/TT-BTC 第 4 条に基づくインボイスの条件および支払証憑の条件を満たせば、事業活動に関連するオンラインソフトウェア購入費を費用計上することができる。

海外サプライヤーがベトナム規制に従うインボイスを発行できない場合、会社は費用計上する為に、証拠となる申告書及び外国契約者税の納付証明書を提出する必要がある。



I-GLOCAL CO., LTD.

VINA BOOKKEEPING CO., LTD

Ho Chi Minh City Office

14th Floor, TNR Tower, 180-192 Nguyen Cong Tru, District 1, HCMC, Vietnam

Tel: +84 28 3827 8096 Fax: +84 28 3827 8097

Takayuki Jitsuhara (實原): takayuki.jitsuhara@i-glocal.com

Vo Tan Huu: vo.tan.huu@i-glocal.com

Tran Nguyen Trung: tran.nguyen.trung@i-glocal.com

Cao Hoang Vuong: cao.hoang.vuong@i-glocal.com

Tran Cong Hung: tran.cong.hung@i-glocal.com

Hanoi Office

R.1206, 12th Floor, Indochina Plaza Hanoi Tower, 241 Xuan Thuy, Cau Giay Dist., Hanoi, Vietnam

Tel: +84 4 2220 0334 Fax: +84 4 2220 0335

Naoki Fukumoto (福本): naoki.fukumoto@i-glocal.com

Ta Huong Ly: ta.huong.ly@i-glocal.com

Nguyen Thi Dung: nguyen.thi.dung@vinabookkeeping.com

Website: <http://www.i-glocal.com>

<http://www.vinabookkeeping.com>